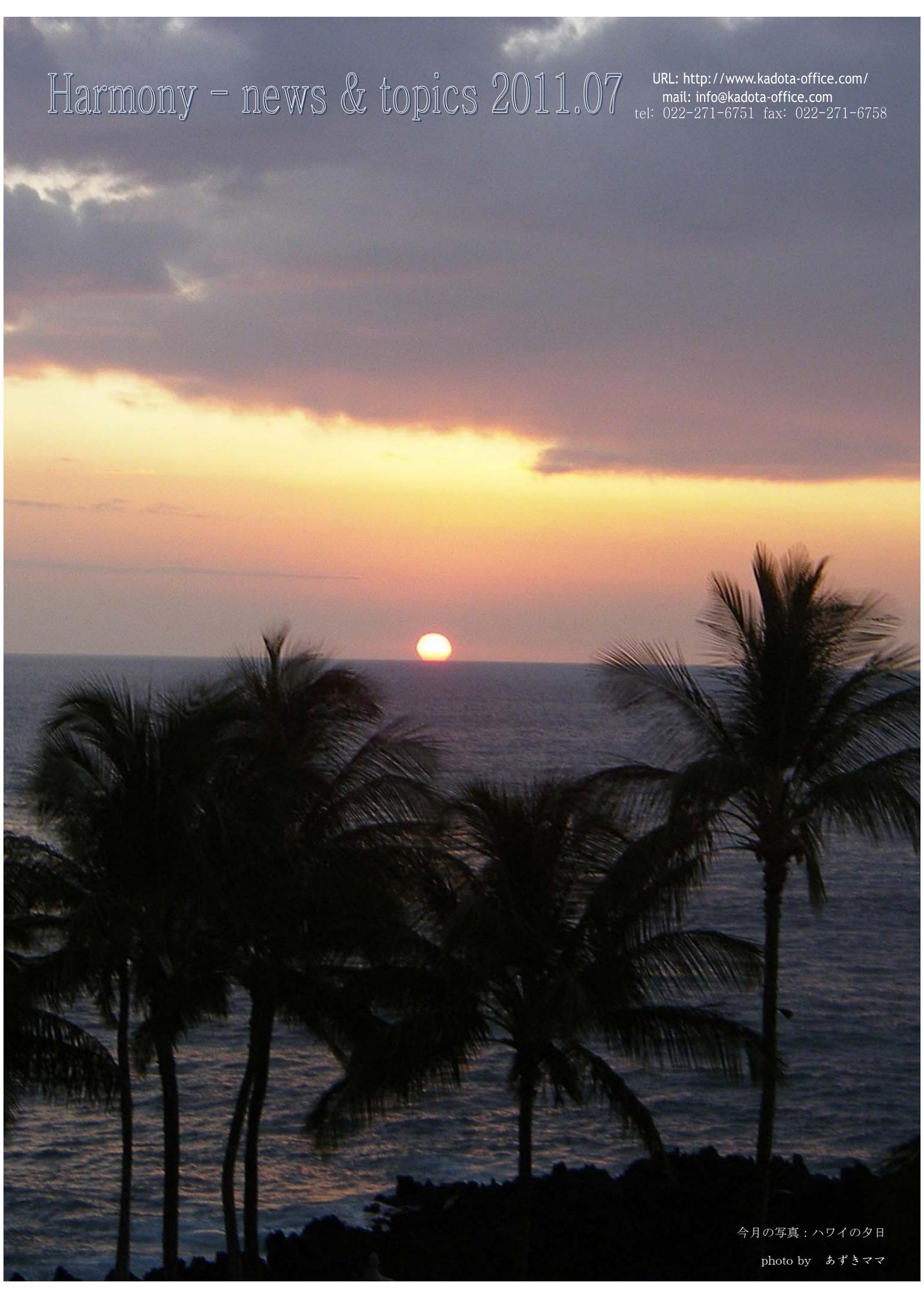


Harmony - news & topics 2011.07

URL: <http://www.kadota-office.com/>
mail: info@kadota-office.com
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758



今月の写真：ハワイの夕日

photo by あずきママ

労使トラブルが増加しています

◆労使トラブルは増加傾向

厳しい経済情勢を背景に、企業と従業員が雇用契約などをめぐってトラブルになるケースが増えています。震災後、震災を理由とする退職勧奨・解雇等に関する相談も急増しています。

◆個人での争いが増加傾向

厚生労働省の出先機関である都道府県労働局や労働基準監督署で無料相談ができる「総合労働相談コーナー」は、働く方々にとっては敷居が低く、大変相談がしやすいように整えられていますので、相談者が増えています。

ここでは企業への助言・指導や、紛争調整委員会によるあっせんができますが、労働審判のように、あっせんに応じさせる強制力はありません。法令違反などの疑いがあれば、労働基準監督署が会社に対して指導を行います。

2010年度の相談件数のうち、民事上の個別労働紛争の相談は24万6,907件と過去最高だった前年度と同水準でした。組合の組織率低下などを背景に、働く人が個人で経営者側と向き合う状況が増えているためです。

◆震災後のトラブルも・・・

震災後、休業手当の支給がない、解雇されたのに解雇予告手当の支給がない、有給休暇の取得申請をしたら拒まれた…そんな相談も増えています。法的な考えをきっちり整理し、会社として適切な対応が望めます。

(門田より) もちろんトラブルが起きないことが一番です。そのためには常に職場の空気や人の動きに気を配り、気づいたら早い時期に対応することが一番です。ご心配なことがあればいつでもご相談ください。



～新卒者を中心とした雇用対策～

◆学生の就職支援策を強化

厳しい雇用情勢が続く中、政府は、大学生や高校生の就職支援策を強化しています。来春卒業予定者の支援に向けて、専門のハローワークを設置し、8月以降に離職者らのセーフティネットを整備することと合わせて、雇用対策に力を入れているようです。

◆専門ハローワークを設置

政府は、来春の大学、高校の卒業予定者や離職者の就職支援策として、ハローワークの体制・機能を拡充しています。2010年以降、「新卒応援ハローワーク」を全都道府県に設置するとともに、新卒者の就職支援を専門に担当する「学卒ジョブサポーター」を約2000人配置しました。この「学卒ジョブサポーター」は、窓口相談だけでなく、自ら企業に足を運んで求人開拓をする点が特徴です。

◆就職率は過去最低水準

大学を今春卒業した就職希望者のうち、4月1日現在で就職した人の割合は91.1% (暫定値) で、就職氷河期と言われた過去最低の2000年卒と同じ水準となりました。

◆「求職者支援法」の成立

求職者支援法が成立し、10月から施行されることも就職支援策の目玉です。働く意欲のある人が新制度を上手に活用し、早期就職や転職のきっかけとなることが期待されます。

「精神疾患・うつ病」増加に伴う最近の動き

◆精神疾患を加えて「5大疾病」に

日本ではこれまで、がん、脳卒中、心臓病(急性心筋梗塞)、糖尿病を「4大疾病」と位置づけ、重点的に対策に取り組んできましたが、これに精神疾患(うつ病、統合失調症、認知症など)を新たに加えて「5大疾病」とする方針を厚生労働省が決めたそうです。

うつ病をはじめとする精神疾患は年々増加しているため、国では、診療の中核を担う病院の整備や訪問診療の充実等精神疾患に関する医療体制の強化を図っていく方針です。

◆うつ病患者は100万人超

うつ病の代表的な症状は、「抑うつ気分がほとんど1日中、毎日続く」「物事への興味や喜びが感じられなくなる」「不眠や睡眠過多がほとんど毎日ある」などとされていますが、このようなうつ病の患者は、ここ10年で2倍以上になり、今や100万人を超えています。

◆東京都によるメンタルヘルス専門サイト

例えば東京都では、今年5月に職場のメンタルヘルス <http://www.kenkou-hataraku.metro.tokyo.jp/mental/> というサイトを開設しました。このサイトには、働く人やその家族が疲労蓄積度をチェックしたり、事業者が職場に潜むストレス要因をチェックしたりするために使えるチェックリストが掲載されており、国や東京都などが開設している相談窓口を探すこともできます。

セクハラによる労災認定の基準を緩和へ



◆「心理的負担」を重く評価

職場でのセクハラにより発症したうつ病などの精神障害の労災認定について、専門家で作る厚生労働省の分科会は、新たな認定基準の案をまとめました。

直接的なセクハラについては被害者の心理的負担が重く評価され、労災認定されやすくなります。厚生労働省では、年内にも都道府県の労働局に通知をする予定です。

◆労災の認定基準とは？

精神障害の労災認定は、その原因となった職場の出来事を心理的負担が強い順に「3」～「1」の段階で評価したうえで、個々の事情も勘案して判断しています。

現在、セクハラについては原則として中間の「2」とされ、特別の事情があれば労働基準監督署の判断で「3」に修正可能ですが、判断基準は「セクハラの内容、程度」とあるだけで、修正例は少ないようです。

◆セクハラによる労災の新基準

新基準では、どのようなセクハラなら「3」や「1」に修正されるかの例示を行っています。「3」に修正される具体例として、「強姦や本人の意思を抑圧してのわいせつ行為」、「胸など身体への接触が継続した」、「接触は単発だが、会社に相談しても対応・改善されない」、「言葉によるセクハラが人格を否定するような内容を含み、かつ継続した」などの事例を挙げ、該当すれば「3」と判定すべきとしました。

この他、長期的に繰り返されるセクハラ行為が少なくないことから、対象疾病の評価期間を、従来の「発症前6カ月」よりも前の部分も評価する等の意見も盛り込まれています。

編集後記：

今月の写真は、あずきママさんからお送り頂いたハワイのお土産です！投稿大歓迎！毎月おまちしています♪

(コメント) 3年ぶりに Hawaii に帰り、ホテルの部屋でホッと一息ついたとき、波の音しかしない静かな空間で出会えた夕日でした。本当に Hawaii に帰ってきた事を実感した瞬間でした。

いいですね～今年は梅雨明けも早く、例年にない程の猛暑で既に体もばて気味です。緊張感の続く毎日、心も身体も解きほぐす瞬間があってもいいですね。みなさんもぜひ、この夏、大切な場所へかけてみては？写真お待ちしております…笑

Harmony – news & topics 2011.07

#発行: 2011年7月15日 #編集・構成: 合同会社Harmony

門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL : <http://www.kadota-office.com/>

mail : info@kadota-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

スタッフ日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>

